

平成30年4月24日
関東東北産業保安監督部

鉱山保安法に関する嚴重注意について

平成30年4月24日、関東東北産業保安監督部は、当部管内の足利鉱山（鉱種：けい石）において、平成29年12月5日に発生した運搬装置のため（車両系鉱山機械のため）による死亡災害について特別検査を実施した結果、鉱山保安法違反が認められたため、同鉱山の鉱業権者である関野建材工業株式会社（法人番号 7060001020885）に対して嚴重注意文書を交付し、保安確保に万全を期すよう指導しました。

1. 平成29年12月5日に当部管内に所在する足利鉱山（鉱種：けい石）において、運搬装置のため（車両系鉱山機械のため）による死亡災害が発生しました。
2. 当部が、同鉱山を検査した結果、本災害は、保安規程に基づき作業手順に定めていた後方確認を十分行うことなく、鉱山労働者が車両系鉱山機械を後退させたことが原因と推定されるが、鉱業権者に以下の違反が認められる等、鉱山の保安管理体制に不備があると判断しました。
 - (1) 鉱山保安法第7条に基づく鉱山保安施行規則第26条第3号
 - (2) 鉱山保安法第12条に基づく鉱業上使用する工作物等の技術基準を定めた鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第10条第5号
 - (3) 鉱山保安法第21条
3. このため、当部は、同鉱山の鉱業権者に対して再発防止のため、保安管理体制の整備、鉱山保安法令の遵守、保安活動の強化及び鉱山労働者に対する効果的な保安教育の実施と効果を検証し、保安確保に万全を期すよう行政指導（嚴重注意）しました。

（本発表資料のお問い合わせ先）

関東東北産業保安監督部 鉱山保安課長 平田 憲司

担当者：松村、金井

電話：048-600-0436